

重要

2019年1月15日

貿易証明利用者 各位

一般社団法人 神戸貿易協会

TPP11・日 EU・EPA に関する自己申告原産地証明の取扱について

昨年12月30日よりTPP11協定、本年2月1日より日 EU・EPA協定が発効されるに当たり、協定加盟国との取引で**関税上の特惠待遇**を受けるには、貨物の輸入者・輸出者又は生産者の有する情報に基づいて自らが作成した原産地証明が必要になります。⇒ [「自己申告制度」利用の手引き](#)。

当会では両協定での申告の際に必要なとされる書類(I/V、P/L、私製原産地証明 等)に証明が必要な場合、**サイン証明**⇒ [「神戸貿易協会 サイン証明」](#)で対応させていただきます。

注1：サイン証明とは、申請者が自著したサインが神戸貿易協会に登録されている事を証明するものです。

(一社)神戸貿易協会では、両協定を含め**原産地証明（非特惠）**につきましては今後も発給を続けてまいりますので、よろしくお願い致します。⇒ [「神戸貿易協会 原産地証明の手引き」](#)

上記の内容につきましては、今後変更する場合がございますのでご了承下さい。

TPP11、日 EU・EPA 加盟国 (平成31年1月15日 現在)

TPP11 : メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、オーストラリア、
ベトナム、ペルー、チリ、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、日本

日 EU・EPA : EU 諸国、日本

注2：自己証明の作成者について、TPP11は「輸入者・輸出者又は生産者」、日 EU・EPAは「輸出者」です



【お問合せ】一般社団法人 神戸貿易協会 証明担当
TEL:078-251-3341 FAX:078-251-3345